

## IV 既に採択されている方へ

### 1. 平成25年度に継続が予定されている研究課題（以下、「継続研究課題」という。）の取扱いについて

#### ①特別推進研究

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません（なお、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）。
- (2) ただし、研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（26頁参照）と同様となりますので、確認してください。この際、研究計画調書の作成に当たって、審査希望分野については、採択時と同じ分野を選択してください。  
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成25年度以降の交付予定額を交付しないことがあります。  
なお、研究計画の大幅な変更とは、具体的に①研究目的の変更・研究課題名の変更、②平成25年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更（産前産後の休暇又は育児休業を取得することに伴う研究経費の年次計画の変更を除く。）、③研究経費の増額・減額、研究期間の短縮等をいい、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第二課へ相談してください（91頁「問い合わせ先」を参照してください。）。

#### ②特別推進研究以外の研究種目

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません（なお、科研費の交付を受けるためには、交付内定通知受領後等に、交付申請書等の必要書類を作成し提出する必要があります。）。
- (2) ただし、研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（26頁参照）と同様となりますので、確認してください（なお、継続研究課題の増額応募については、原則として認めません。また、科研費（基金分）については、研究の必要に応じて研究経費の年次計画の変更を行うことができますので、平成25年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更は、研究計画の大幅な変更には該当しません。）。  
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成25年度以降の交付予定額を交付しないことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第一課へ相談してください（91頁「問い合わせ先」を参照してください。）。  
なお、継続研究課題について大幅な変更を行う場合でも、交付される研究費（「科研費（補助金分）」又は「科研費（基金分）」）は、当初交付されていた研究費から変わりません。
- (3) 原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めません。  
ただし、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合（※）は、平成24年10月25日（木）（必着）までに当該研究課題完了届及び理由書を提出した上で、新しい研究課題を応募することができます。  
なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査会において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成25年度以降の科研費の交付を求めることはできませんので注意してください。  
  
※ 「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究（C）（一般）」から「基盤研究（B）（一般）」へ変更する場合などですが、「基盤研究（A）（一般）」から「基盤研究（A）（海外学術調査）」など、審査区分のみを変更する場合も含まれます。

### 2. 学生が研究組織に加わっている継続研究課題の取扱いについて

大学院生等の学生は、科研費に応募することができません。このため、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することができません。また、研究分担者又は連携研究者として参画することもできません。  
ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

また、平成22年度以前から研究代表者として研究を実施している場合に限り、引き続き当該研究課題を実施することができます。

### 3. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、科研費の交付等を行いません。また、当該研究者が交付を受けていた科研費の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。